****

令和５年度

三木市立幼稚園

募集要項（**１号認定**）

イラスト：こゆり

**１ 入園資格について**

三木市内に在住し、４歳児は平成３０年４月２日から平成３１年４月１日、５歳児は平成２９年４月２日から平成３０年４月１日までに生まれ、幼稚園に入園を希望される幼児を対象とします。

**２ 修業年限及び教育時間について**

修業年限：４歳児：2年　　５歳児：1年

教育時間：概ね午前8時30分から午後2時まで

週5回の給食があります。（行事等によって変更があります。年間160回程度）

※春・夏・冬期に長期休暇があります。

**３　市立幼稚園一覧**（令和４年９月１日現在）

**●4歳児クラス・５歳児クラスを募集する幼稚園**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 園　名 | 所在地 | 園区 | 電話番号 |
| 三樹幼稚園 | 末広１丁目１０－８ | 三樹・平田・別所小学校区 | 82-4327 |
| 自由が丘幼稚園 | 志染町中自由が丘３丁目７０ | 自由が丘・自由が丘東小学校区 | 85-1200 |

**●５歳児クラスを募集する幼稚園**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 園　名 | 所在地 | 園区 | 電話番号 |
| 緑が丘東幼稚園 | 緑が丘町東４丁目４５ | 緑が丘東・緑が丘小学校区 | 85-8500 |
| 広野幼稚園 | 志染町広野２丁目１０７－４ | 広野小学校区 | 84-0777 |

**※緑が丘東幼稚園及び広野幼稚園については、令和５年度末（令和６年３月３１日）をもって閉園予定のため、５歳児クラスのみの募集となります。**

ここに記載のない小学校区にお住まいの方は、４園のうち希望する園に申込可能です。

**４ 教育・保育の必要性の認定制度について（支給認定）**

保育所や幼稚園、認定こども園等の利用を希望される児童は、「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定区分 | 年齢 | 保育の認定基準 | 利用できる施設 |
| １号認定 | 教育標準時間 | ３～５歳 | 該当しない | **幼稚園（市内公立は４歳児以上）**認定こども園（市内は３歳児以上） |
| ２号認定 | 保育標準時間保育短時間 | ３～５歳 | 該当する | 保育所認定こども園 |
| ３号認定 | ０～２歳 | 保育所、認定こども園小規模保育施設、事業所内保育施設 |

　※「保育の認定基準」とは、就労、出産、疾病、就学、介護等で保育を必要とする事由のことをいいます。

**５ 入園の申込について**

申込の受付期間、資料請求方法は下記のとおりです。「特定教育・保育施設等入園申込書兼教育・保育給付認定申請書兼児童台帳」と「家庭状況申告書」に必要事項を記入の上、提出してください。

（1）　受　付　期　間　　令和４年１１月１日（火）～１１月１８日（金）（土日祝を除く）

（2）　時　　　　　　間　　午後２時30分～５時00分

（3）　受　付　場　所　　・入園を希望する幼稚園(３　市立幼稚園一覧に記載する4園)

・三木市役所5階 教育・保育課

（教育・保育課の窓口でご提出の場合は、お電話で事前予約をお願いします。）

（４）　申込用紙等の資料請求について

　　①インターネットによる請求

市ホームページに請求サイトへのリンクを設置していますので、必要事項を入力の上、請求してください。

　　②各幼稚園での配布

　　　希望する幼稚園で各申込書類を請求してください。

(５)　申込取下げの場合　「特定教育・保育施設等に係る申請・届出取下げ届」を幼稚園へ直接提出して下さい。

**６　 入園許可について**

入園資格のある申込者全員を入園予定者とします。

　健康診断実施後に入園を決定します。「入園許可書」は2月頃にお渡しします。

**７　 費用について**

**利用者負担額（保育料）については、無償です。**

（１）　**給食費**　月額600円　※主食（米・パン）相当分です。

三木市が認定する児童については、給食費3,600円のうち、副食費3,000円を軽減しています。

（２）　**預かり保育**　１時間２００円　※午後３時以降も利用された場合は、おやつ代３０円が追加で必要です。

預かり保育は、家族等の疾病、災害、介護などにより、緊急一時的に保育を要するご家庭の支援を目的としています。利用時間は、土日祝及び長期休業日を除く平日の教育標準時間終了後～午後４時までです。利用方法等の詳細は、施設にお問い合わせください。

（３）　**諸費**　月額約2,000円（園により異なります）

※上記は今後改定することがあります。

**８　その他**

（１）　この要項に記載のない事項については、教育委員会が定めるところによります。

（２）　幼児の登降園については、通園距離、方法等にかかわらず保護者の責任とします。

（３）　受付期間終了後の申し込みも、上記の方法に準じます。

【問合せ先】　三木市教育委員会　教育振興部　教育・保育課　入所・給付係

TEL　82-2000（内線3542）

イラスト：こゆり